

●本冊子の内容は、令和4年11月1日現在の法令等によっています。

I 所得税の確定申告について

1 確定申告とは	3
2 確定申告の必要がある人	4
3 確定申告をすれば税金が戻る人	5

II 個人の所得に係る所得税の仕組み

1 所得の分類から税額算出までの仕組み	6
2 所得の分類	8
3 損益通算と損失の繰越し・繰戻し	9
4 所得控除の種類	10
5 税額控除の種類	12

III 不動産の貸付け・譲渡と税金

1 不動産の貸付けと確定申告	14
2 不動産の譲渡と確定申告	16
3 居住用財産を売却して損失が出た場合	17
4 居住用財産を売却して利益が出た場合	18

IV 株式等の配当・譲渡と税金

1 株式等の配当と確定申告	19
2 株式等の譲渡と確定申告	20
3 上場株式等の譲渡に関する特例	21

V 会社・役員間取引と税金

1 会社と役員間の取引	22
2 役員が会社に土地を貸し付けた場合	23
3 会社・役員間の金銭貸借	24
4 会社・役員間の資産売買	25
5 役員給与等の損金不算入	26
6 役員社宅の提供	28
7 役員に関する業務上の経費	30

1 確定申告とは

ポイント

- 1月1日から12月31日までのすべての所得とそれに係る所得税額を確定させる手続。

解説

① 確定申告とは

1月1日から12月31日までの1年間に得たすべての所得とその所得に係る所得税額及び復興特別所得税額（6ページ参照。以下、合わせて単に「所得税額」といいます）を確定させ、税務署へ申告することを確定申告といいます。

【参考】

マイナポータル（政府が運営するオンラインサービス）連携の活用

マイナポータル連携とは、確定申告手続や年末調整手続について、マイナポータル経由で、生命保険料控除証明書等の必要書類のデータを一括取得し、国税庁の確定申告書作成システム等に自動入力させる機能をいいます。

なお、生命保険や住宅ローン控除関係に加え、医療費等取得できる情報が拡大されています。

② 所得税の確定申告書提出期間

通常、所得税の確定申告書提出期間は翌年2月16日から3月15日までとなっています。

（注）申告期限・納期限が土曜日、日曜日の場合は、その翌日が期限となります。また、確定申告義務のある人の還付申告書は、翌年1月1日から提出することができます。



【参考】

贈与税や消費税の申告書提出期間

- 贈与税……………贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日
- 個人の消費税……………翌年1月1日から3月31日

③ 確定申告期限を過ぎて申告書を提出した場合

期限までに申告をしなければ青色申告の特典（14ページ参照）を受けることができなくなったり、無申告加算税が課されますので、注意が必要です。なお、期限までに申告・納付を行うことが困難な場合には、そのやむを得ない事情によっては個別の申請により期限の延長が認められます。

2 確定申告の必要がある人

ポイント

- 一般的に給与所得者は、年末調整で所得税額を精算！
しかし、確定申告をしなければならない人もいる。

解説

給与所得者は、毎月の給与から一定の所得税額が源泉徴収されており、原則として、給与支払者が12月の最終の給与の支給時に「年末調整^{*}」を行うことによって、その年の所得税額を確定し、毎月の給与から源泉徴収されていた所得税額の精算を行い、納税が終了します（確定申告不要）。

^{*} 年末調整とは、毎月の給与から源泉徴収された所得税額の合計額と、1年間の給与の合計額から、給与所得控除や保険料控除等の所得控除（11ページ参照）を控除した上で計算した所得税額との差額を精算する手続のことをいいます。年末調整についても、マイナポータルを活用することで手続が簡素化され、また、書類の保管も不要となります。



以下のようなケースでは、確定申告が必要です。



確定申告が必要な場合	その内容
給与収入が多い場合（年末調整不可）	年間の給与収入が2,000万円を超える人
2か所以上から給与の支払を受けている場合	例えば、ある会社の取締役が他の会社の取締役を兼務するなど、その兼務している会社の給与（年末調整されなかった給与）と、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計額が20万円を超える人
1か所から給与の支払を受けており、かつ、給与以外の収入がある場合	給与の支払を1か所のみから受けている場合で、不動産貸付けや原稿料など、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計額が20万円を超える人 ^{*1, *2}

^{*} 1 ただし、同族会社の役員がその同族会社から貸付金利子や不動産貸付け等による賃貸料などの支払を受けている場合には、その所得合計額が20万円以下であっても確定申告が必要です。

^{*} 2 給与以外の収入がある場合、「事業所得」と認められるかどうかは原則として社会通念上の判断となります（8ページ参照）。